

## 神戸市多面的機能支払交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農地、農道、水路、ため池等の地域資源及び農村環境の保全を図る活動を行う組織（以下、「活動組織」という。）に対し、予算の範囲内において多面的機能支払交付金（以下、「交付金」という。）を交付することについて、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長依命通知。以下「実施要領」という。）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市長決定規則第38号。以下「市交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「交付金」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 農地維持支払交付金
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- (3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

2 この要綱において、「農地維持活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域共同による農用地、水路、農道、ため池等の地域資源の基礎的な保全管理活動
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

3 この要綱において、「資源向上活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動
- (2) 施設の長寿命化のための活動

### (交付対象者等)

第3条 交付金の交付の対象となる者等は、実施要綱のとおりとする。

### (交付単価)

第4条 交付金の交付単価は、実施要綱のとおりとする。

### (交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織は、多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号（第2条第1項第1号及び第2号に係るもの）、様式第1-2号（同第3号に係るもの））に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その内容が適正であると認めた場合には、交付金の交付を決定し、その旨を多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号（第2条第1項第1号及び第2号に係るもの）、様式第2-2号（同第3号に係るもの））により、活動組織に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(交付金額の変更)

- 第7条 活動組織は、交付決定通知を受けた後において、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、直ちに多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第3号（第2条第1項第1号及び第2号に係るもの）、様式第3-2号（同第3号に係るもの））に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前条に規定する変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付金の額を変更することを決定したときは、多面的機能支払交付金交付決定変更通知書（様式第4号（第2条第1項第1号及び第2号に係るもの）、様式第4-2号（同第3号に係るもの））により通知するものとする。

(交付金の請求)

- 第8条 交付決定を受けた活動組織は、交付金の交付を受けようとするときは、速やかに多面的機能支払交付金（概算払）請求書（様式第5号（第2条第1項第1号及び第2号に係るもの）、様式第5-2号（同第3号に係るもの））を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

- 第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、活動組織に交付金を交付する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、交付金の全部又は一部を概算払いにて交付することができる。

(実施状況の報告)

- 第10条 活動組織は、事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、実施要領に定める様式（様式第1-8号）に金銭出納簿及び活動記録その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 活動組織は、前条第2項の規定により交付金の全部又は一部を概算払いで受けたときは、事業の完了後、多面的機能支払交付金概算払精算報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(確認結果の通知)

第11条 市長は、前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その旨を実施要領に定める様式（別記3-1様式第6号）により、活動組織に通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 市長は、活動組織が実施要綱、市交付規則第19条及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支払った交付金の全額又は一部について、第2条第1項第1号及び第2号に係るものは様式6号、同第3号に係るものは様式第6-2号により返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 実施要領第1の11(1)又は第2の13(1)に規定する清算に係る交付金の返還が生じたとき。

(3) 実施要領第1の15又は第2の18に規定する対象活動の要件の不適合等に係る交付金の遡及返還が生じたとき。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(延滞金)

第13条 市長は、前条の規定により交付金の返還を命じた場合において、活動組織が定められた期限までに当該交付金を納付しないときは、市交付規則第21条に定める延滞金の支払いを命じることができる。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。